

## 中小企業庁からのお知らせについて（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、以下の情報については、本会ホームページの会員向けトピックスにも掲載がございますので、お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

### 中小企業庁

#### 「家賃支援給付金」に係る申請サポートについて

中小企業庁から日税連を通じて、「家賃支援給付金」に係る申請サポートについての周知依頼がありました。標記については、本年8月28日より、「家賃支援給付金」の支給対象に2020年の1月～3月に新規創業した事業者が含まれるなど、その対象が拡大されました。これらの者については、「家賃支援給付金」の申請に際して、税理士の確認を受けた申立書の提出が必要となります。

つきましては、顧問先及び該当する事業者等から税理士に申立書の確認依頼があった場合には、ご協力いただきますよう、支部会員への周知方をよろしくようお願い申し上げます。

なお、既存の家賃支援給付金、持続化給付金等の各種支援施策について、多くの税理士が顧問先等の申請サポート支援にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。先般、給付金の相次ぐ不正受給等の報道がされておりますところ、税理士はそれらの未然防止の役割も期待されているところです。引き続き、法令等順守の上、顧問先等への適正な支援を行っていただくよう、併せて支部会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、詳細は、下記の日税連ホームページ等からご確認ください。

- 日税連ホームページ<家賃支援給付金の対象範囲拡大に関するお知らせ>

<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/200914a/>

- 家賃支援給付金申請サイト<新着情報 申請要領更新のお知らせ>

[https://yachin-shien.go.jp/news/20200826\\_02/index.html](https://yachin-shien.go.jp/news/20200826_02/index.html)

※家賃支援給付金の創業特例等における税理士の証明については、既に持続化給付金の申請も行っている者は、同じ期間の事業収入が記載されている、税理士が確認済みの「持続化給付金に係る収入等申立書」を添付することにより税理士の確認に代えることができます。詳細は、上記の家賃支援給付金申請サイトに掲載のある申請要領の別冊等からご確認ください。

令和2年9月24日

中小企業業務対策部長 片山 和郎

中小企業業務対策部副部長 堀江 勤